

東海再処理施設に係る点検調査結果について

平成19年6月

独立行政法人 日本原子力研究開発機構

東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所

目 次

1. 点検調査の目的	1
2. 機構におけるこれまでの主な点検等の取り組み	1
3. 点検調査体制	1
4. 点検調査実績工程	2
5. 点検項目及び点検範囲	2
6. 点検調査結果	3
7. まとめ	4

1. 点検調査の目的

核燃料サイクル工学研究所（以下、「研究所」という。）では、平成 18 年度に電気事業者において記録や報告の改ざん等の不適切な対応があったことに鑑み、再処理施設の自主保安活動の一環として「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「原子炉等規制法」という。）」等に基づく許認可等の手続きの不備の有無、記録類のデータ改ざんの有無及び事故・故障等に係る未報告事例の有無についての点検調査を実施した。

本報告書は、その点検調査結果を取りまとめたものである。

2. 機構におけるこれまでの主な点検等の取り組み

(1) 安全性総点検の実施（平成 9 年）

原子力機構（当時動燃）では、平成 7 年 12 月の「もんじゅナトリウム漏えい事故」、平成 9 年 3 月の「アスファルト固化処理施設火災爆発事故」後、平成 9 年 8 月の「東海事業所のウランピット問題」を直接の契機として、以下の観点で全社において安全性の総点検を実施した。

- ① 昭和 30 年代、40 年代の古い案件については、老朽化や不安全のもの
- ② 社会的な視点で見た安心あるいは環境上の影響のあり得るもの、または改善すべき事項
- ③ 法律（申請書、許認可書、保安規定）に照らして整合していないもの
- ④ 法律に照らして整合していないとは明確に断言できないものの疑義があるもの

その結果、機構全体で合計 2,289 件（①許認可関係 318 件、②人・施設の安全に関するもの 736 件、③日常的に業務改善していくもの 1,235 件）が摘出され、すべて、処置完了または対応方針を確認しフォローアップが終了している。（再処理施設は 598 件の改善項目を摘出しているが、平成 17 年 9 月までにすべて対応が終了している。）

(2) 自主点検作業の適切性確保に関する総点検の実施（平成 14 年）

平成 14 年 8 月の東電問題を受けて、「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検」（平成 15 年 1 月報告）を実施した。その点検の中では、原則として過去 10 年間に遡った記録類の点検のほか、不正防止のための対策の点検も実施し、「もんじゅナトリウム漏えい事故」、「アスファルト固化処理施設火災爆発事故」後の不正防止につながる情報共有化を含む品質保証活動促進の取り組み、透明性・公開性向上の取り組み、意識改革、風通しのよい職場づくり等の活動が着実に実施されていることを確認し、引き続き透明性、公開性向上に努めていくこととした。

その後、平成 15 年に原子炉等規制法が改正され、平成 16 年より保安規定に品質保証を取り込み、そのプロセスを重視した保安活動を実施している。

3. 点検調査体制

- (1) 研究所に、副所長を委員長とする「東海再処理施設に係る点検調査委員会（以下、「委員会」という。）」を設置した。
- (2) 委員会の下に、「点検調査部会」を設置した。
- (3) 再処理技術開発センター内に点検調査体制を整備した。

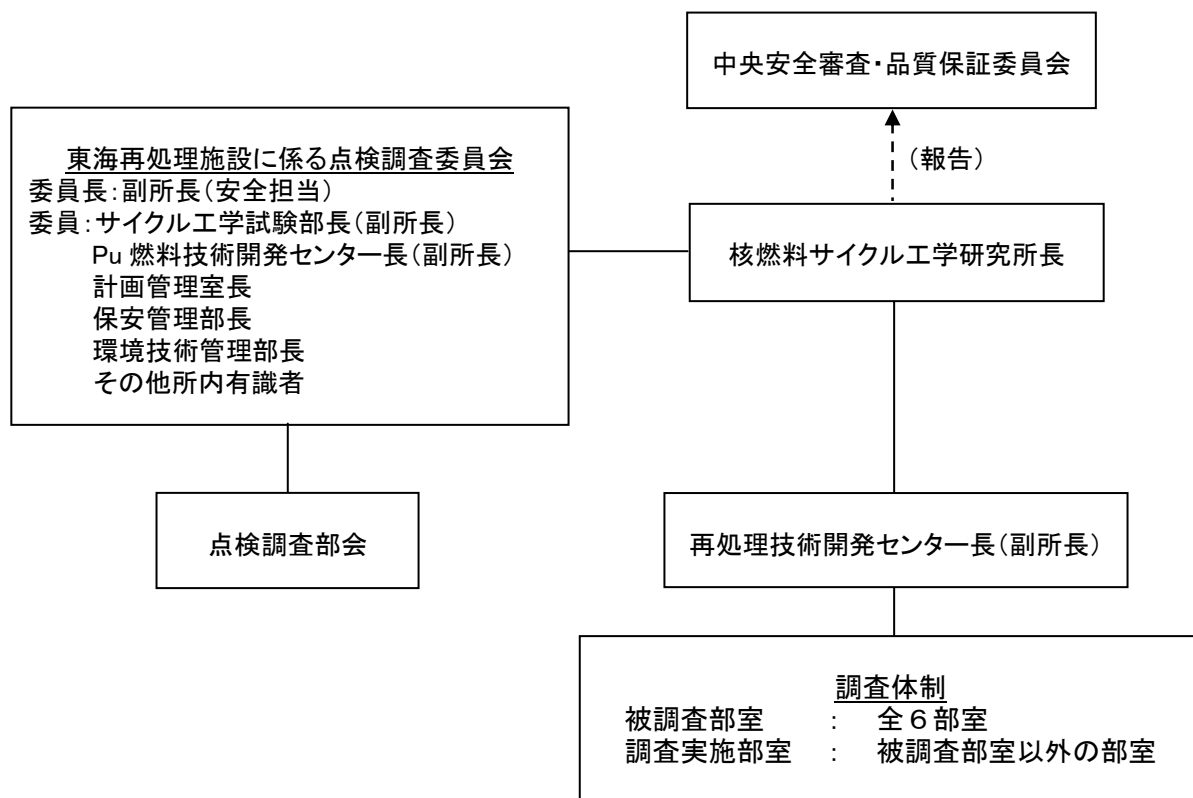


図 3 - 1 点検調査の体制

4. 点検調査期間

点検調査は、平成 19 年 3 月 30 日より開始し、平成 19 年 6 月 5 日に完了した。

5. 点検項目及び点検範囲

再処理施設について、表 5 - 1 に示す項目を点検した。

表 5 - 1 点検項目及び点検範囲

	点検項目	対象	点検期間	点検方法
手続きの不備	設工認申請	更新・交換を行った設備・機器類	平成 9 年 10 月～平成 19 年 3 月 (安全性総点検以降)	① 記録類より更新・交換を行った設備・機器類（消耗品に係るものを除く）の事例を抽出。 (保全作業伝票、機器の交換計画表 など) ② 事例を対象に、「設計及び工事の方法の認可」を必要とするものであったか否かを確認。
データ改ざん	検査記録	施設定期検査（自主検査記録により検査されたもの）・施設定期自主検査	平成 14 年 4 月～平成 19 年 3 月 (自主点検総点検以降)	① 対象となる検査記録及びエビデンスを収集。 ② 検査記録及びエビデンスを基に、記録の記載について矛盾や必要な技術情報の削除等の有無を確認し、検査が適切に行われていたか否かを確認。 (施設定期検査記録（自主検査記録）、施設定期自主検査記録)
未報告事例	法令報告	故障・漏えい・放出・汚染・被ばくに係る不適合事例	平成 9 年 10 月～平成 19 年 3 月 (安全性総点検以降)	① 対象となる事例が記載されていると考えられる記録類から、不適合に係る記載事例を抽出。 (操作保守記録、巡視点検記録、保全作業伝票 など) ② 抽出データから、国へ通報・報告済の事例を除外。 ③ 残った事例を対象に、法に基づく報告を必要とするものであったか否かを確認。

※本調査は、対象となる事例を現存する記録類から抽出し、抽出事例に対して問題の有無を確認することで行う。

(1) 再処理技術開発センターにおける調査

- ①許認可等の手続きに係る不備の調査を行った。
- ②施設定期検査（自主検査記録により検査されたもの）及び施設定期自主検査に係る記録類におけるデータ改ざんの調査を行った。
- ③事故・故障等に対する未報告事例の調査を行った。なお、臨界もしくは臨界のおそれがある事象に係る未報告事例の有無については先行して調査した。
- ④不適切な事案の評価区分

不適切と判断した事案については、法令や保安規定等への影響度の大きさに応じて、以下の区分に分類して評価することとした。

〔評価区分〕

区分A：法令及び保安規定に抵触するものであり、かつ設備の健全性が損なわれていたもの。

区分B：法令、保安規定のいずれかに抵触するもので、かつ設備の健全性が損なわれていたもの。

区分C：法令、保安規定のいずれかに抵触するもの。

法令、保安規定への影響は軽微だが、広範囲にわたり行われていたか、または継続的に行われていたもの。

区分D：法令、保安規定への影響が軽微なもの。

区分E：法令、保安規定のいずれにも抵触しないもの※。

※社内規則への抵触、法令等に係らない数値の改ざん、手続き・情報提供を実施しておいた方がよかったものを含む。

(2) 委員会及び点検調査部会における調査

点検調査部会は、再処理技術開発センターにおいて実施した調査結果を抜き取り調査により確認、評価した。

委員会は、点検調査部会が確認、評価した結果の内容の妥当性を確認した。

6. 点検調査結果

手続きの不備、データ改ざん及び未報告事例（臨界に係る事例を含む）について点検調査した結果、区分A～Eに該当するような不適切な事案はなかった。点検調査結果を表6-1に示す。

表6-1 点検調査対象件数

点検項目	点検対象件数	不適切事案
手続きの不備	1, 093件	なし
データ改ざん	53, 129件	なし*1
未報告事例	925件	なし
(臨界に係る事例)	(142系統×10年分)	(なし*2)

*1：記録類に転記ミス・誤記（161件）、記載漏れ（15件）、捺印漏れ（11件）、修正方法の誤り（1件）

*2：平成19年4月9日に公表済み。

しかしながら、原子炉等規制法により事業者に実施が義務付けられている施設定期自主検査の記録に、検査日、計器番号、部屋番号などの誤記等が 188 件確認された。

これらの誤記等については、検査記録及びエビデンスを基に検査が適切に行われていたか否かを確認したところ、検査結果に影響するものではなかったが、施設定期自主検査記録の重要性に鑑み、品質保証上の観点からの処置（記録の修正、是正・予防処置）を速やかに実施する。

7. まとめ

今回の再処理施設に係る点検調査においては、施設定期自主検査記録において検査結果に影響を及ぼさない誤記等が確認されたものの、手続きの不備、データ改ざん及び未報告事例に該当するものは確認されなかった。

機構では、「もんじゅナトリウム漏えい事故」、「アスファルト固化処理施設火災爆発事故」等を踏まえて、自らの施設設備について安全性総点検を実施した。さらに情報共有化や水平展開等を含む品質保証活動促進活動、透明性・公開性向上活動、意識改革、地元理解活動や風通しのよい職場づくりに取り組んできているところである。

今後も、安全最優先、情報公開・透明性確保の重要性等の教訓が組織全体に根付き、風化することのないよう、引き続き原子力安全に係る品質保証活動を展開していく。

さらに職員一人ひとりのコンプライアンス意識の高揚を図るとともに、情報公開に努め、透明性高い業務の推進を図っていく。

以 上